

あきる野市長選挙

投票日 10月2日(日) 午前7時～午後8時

10月14日の任期満了によるあきる野市長選挙は、9月25日(日)告示、10月2日(日)投票日です。この選挙は、明日の市政を託す人を選ぶ大事な選挙です。投票日には、必ず投票しましょう。

投票できる方

あきる野市の住民基本台帳に登録されている方で、次の要件を満たしている方です。

あきる野市の選挙人名簿に登録されている方
平成3年10月3日以前に生まれた方
平成23年6月24日までにあきる野市に転入届をした方

市外に転出した方は投票できません。市の選挙人名簿に登録されている方も、市外に転出した方は投票できません。入場整理券が届いても、投票日にあきる野市に住んでいない方は投票できませんので、ご注意ください。

市内で転居した方で、9月5日までに転居の届け

出をした方は、新しい住所の投票所で、また9月6日以後に市内転居の届出をされた方は、転居前の住所の投票所で投票してください。

期日前投票

投票日に投票所へ行けない方は、その事由を宣誓書に記入し、期日前投票を行うことができます。

期間 9月26日(月)～告示日の翌日(土)から10月1日(土) (投票日の前日)まで

場所・時間 市役所1階 コミュニティホール 五日市出張所会議室(どちらでも投票できます。)

午前8時30分～午後8時 持ち物 入場整理券(入場整理券がなくても投票できます。)

不在者投票

投票日当日に、出張などで市外に滞在している方、入院中や老人ホームなどに入所している方で、あきる野市の選挙人名簿に登録されている方は、不在者投票ができます。詳しくは、選挙管理委員会にお問い合わせください。

代理投票と点字投票

身体障がいなどで自分で投票用紙に記載できない方のために代理投票の制度があります。投票所の係員が2人(代筆者と立会者)で投票の手助けをします。係員は投票の秘密を厳守しますので、安心して投票することができます。また、視覚障がいのある方は、点字投票ができます。希望

される方は投票所の受付にお申し出ください。

投票所入場整理券は、郵送でお届けします。投票日には忘れずにお持ちください。万一、紛失したり、届かなかった場合でも、選挙人名簿に登録されている方は投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

選挙公報

各候補者の政見などが記載されている選挙公報は、各ご家庭へ直接お届けします。開票 日時：10月2日(日) 午後9時 場所：秋川体育館 問合せ：選挙管理委員会 事務局

秋の全国交通安全運動 9月21日(水)～30日(金)

～やさしさが走るこの街 この道路～

交通安全運動をきっかけに、住民一人ひとりが交通安全に関心をもち、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践するほか、地域における道路交通環境の改善に向けた取組に参加するなど、みんなの力で悲惨な交通事故を防止していくことを目的としています。

運動の基本 子どもと高齢者の交通事故防止

重点1：夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止(特に、反射材用品などの着用の推進と自転車前照灯の点灯の徹底)

重点2：全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
重点3：飲酒運転の根絶
重点4：二輪車の交通事故防止

交通事故死

ゼロを目指す日

9月30日(金)は交通事故死ゼロを目指す日です。一人ひとりが交通ルールを守り、交通事故の発生を防止しましょう。

交通安全講習会

運転免許証をお持ちの方もそうでない方も受講できます。

国民健康保険の保険証が更新されます

国民健康保険に加入されている方が現在使用している保険証(国民健康保険被保険者証)の有効期限は、9月30日(金)までです。10月1日(土)から使用する新しい保険証は、9月中旬に届くように送付します。

保険証の確認を、新しい保険証が届いたら氏名、住所などを必ず確認してください。誤りがあった場合、申し出てください。

保険証の有効期限は、通常2年間(平成25年9月30日まで)ですが、次の方は有効期限が異なります。有効期限までに後期高齢者医療制度に移行し、国民健康保険に移行し、国民健康保険に加入した方が、次のように送付します。

義務教育就学児医療費助成制度(マル子) 乳幼児医療費助成制度(マル乳)の申請はお済みですか

金課国税係 保険税の納付について… 徴税課収納係

退職者医療制度の対象者の方で、有効期限までに65歳の誕生日が来る方、外国人登録されている方で、有効期限までに在留期限が来る方、個別の有効期限が設定されます。保険税の未納がある場合、有効期間が短い「短期証」が窓口で発行されます。該当の方には、通知します。

他の健康保険に加入した場合、国保の脱退手続きが必要ですが、手続きに必要なものは、国保の保険証、職場で発行された保険証とは異なります。問合せ

保険証について… 保険年

義務教育就学児医療費助成制度(マル子) 該当者判定の所得対象者が10月1日から平成23年中の所得になります。所得制限額を超えていたため9月まで義務教育就学児医療費助成制度を受けられなかった方も該当になる場合があります。

義務教育就学児医療費助成制度(マル子) 乳幼児医療費助成制度(マル乳)の申請はお済みですか

義務教育就学児医療費助成制度(マル子) 該当者判定の所得対象者が10月1日から平成23年中の所得になります。所得制限額を超えていたため9月まで義務教育就学児医療費助成制度を受けられなかった方も該当になる場合があります。

義務教育就学児医療費助成制度(マル子) 乳幼児医療費助成制度(マル乳)の申請はお済みですか

義務教育就学児医療費助成制度(マル子) 該当者判定の所得対象者が10月1日から平成23年中の所得になります。所得制限額を超えていたため9月まで義務教育就学児医療費助成制度を受けられなかった方も該当になる場合があります。

義務教育就学児医療費助成制度(マル子) 該当者判定の所得対象者が10月1日から平成23年中の所得になります。所得制限額を超えていたため9月まで義務教育就学児医療費助成制度を受けられなかった方も該当になる場合があります。

義務教育就学児医療費助成制度(マル子) 該当者判定の所得対象者が10月1日から平成23年中の所得になります。所得制限額を超えていたため9月まで義務教育就学児医療費助成制度を受けられなかった方も該当になる場合があります。

義務教育就学児医療費助成制度(マル子) 該当者判定の所得対象者が10月1日から平成23年中の所得になります。所得制限額を超えていたため9月まで義務教育就学児医療費助成制度を受けられなかった方も該当になる場合があります。

表1 義務教育就学児医療費助成制度所得制限額表

扶養人数	国民年金	厚生年金・共済年金
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人以上	1人増すごとに38万円を加算します。	

条件により所得から控除できる金額があります。乳幼児医療費助成制度は、所得制限がありません。

表2 交通安全講習会日程

日	時	場所
9月3日	午後7時30分	小宮会館
9月7日	午後7時30分	五日市会館
9月8日	午後7時30分	戸倉財産区会館
9月9日	午後7時30分	五日市ファインプラザ
9月10日	午後2時	中央公民館

五日市ファインプラザは、上履きをお持ちください。

日時・場所 表2のとおり

交通安全の集い(五日市警察署管内)

日時 9月10日(土) 午後1時～3時 場所 五日市会館 内容 式典、アトラクション(交通少年団鼓笛演奏、女性部交通安全寸劇、「扇ひろ子」歌謡ショー)

秋の交通安全フェスティバル(福生警察署管内)

日時 9月18日(日) 午後2時～4時30分 場所 福生市民会館大ホール 内容 式典、交通安全教室、アトラクション(福生交通少年団鼓笛演奏、福生第二中学校吹奏楽部演奏、福生交通安全協会吹奏楽部演奏)

問合せ 五日市警察署 (595・0110)、福生警察署 (551・0110)、地域防災課 防災安全係